

議員発案第3号

由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年9月22日提出

由利本荘市議会議長 三浦秀雄様

提出者	由利本荘市議会議員	伊藤順男
賛成者	同 上	渡部 功
	同 上	今野英元
	同 上	佐々木 隆一

提案理由

常任委員会の名称、委員定数及びその所管の見直しをするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265条）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「7人」を「8人」に改め、同項第3号中「産業経済常任委員会」を「産業建設常任委員会」に、「6人」を「7人」に改め、同項第4号を削り、同条第3項第3号中「産業経済常任委員会」を「産業建設常任委員会」に改め、「商工観光部」の次に「、建設部」を加え、「及び農業委員会事務局」を「、農業委員会事務局及び企業局」に改め、同項第4号を削る。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。